

# びわこ地球市民の森 管理運営実施計画

令和6年3月

滋賀県 土木交通部 都市計画課  
公園魅力向上推進室

※取組成果を点検、評価し、必要に応じ適宜見直していきます。

# 目次

1. 公園の概要
2. びわこ地球市民の森の目指すべき目標
3. 目標を実現するための取組

## 1. 公園の概要

1. 公園名称：びわこ地球市民の森
2. 所在地：滋賀県守山市水保町
3. 公園種別：都市緑地
4. 開設面積：42.5 ha
5. 開設日：2002年（平成14年）
6. 都市計画決定面積：42.5 ha
7. アクセス：車：JR守山駅から約8.6km 車で約16分

### 8. 概要：

新野洲川の完成により廃川となり平地化事業の行われた野洲川南流の一部を「豊かな森」として再生することを目的として整備された公園です。

この森づくりでは、植栽を県民との協働（パートナーシップ）により行うこととし、植栽基盤を含む都市公園施設は県で整備し、植樹については緑陰樹を除き、広く一般から募集を行い、苗木を中心に植樹を進め、2013年度末（H25年度末）にのべ16万本の植樹を完了しました。植樹の管理についても、一般から募集した「森づくりサポーター」に協力をいただき、将来に豊かな森を引き継ぐ取組を進めています。

### 9. 主要施設：

- ①園路及び広場：散策路、芝生広場、水辺の環境学習フィールド<sup>※</sup>、森の環境学習フィールド<sup>※</sup>、つどいと交流の広場
- ②修景施設：植樹地、つき山、水流
- ③休養施設：四阿
- ④遊戯施設：大型遊具
- ⑤運動施設：健康器具系施設、グラウンドゴルフ場
- ⑥教養施設：森づくりセンター、セミナールーム
- ⑦便益施設：便所、駐車場
- ⑧管理施設：公園管理事務所

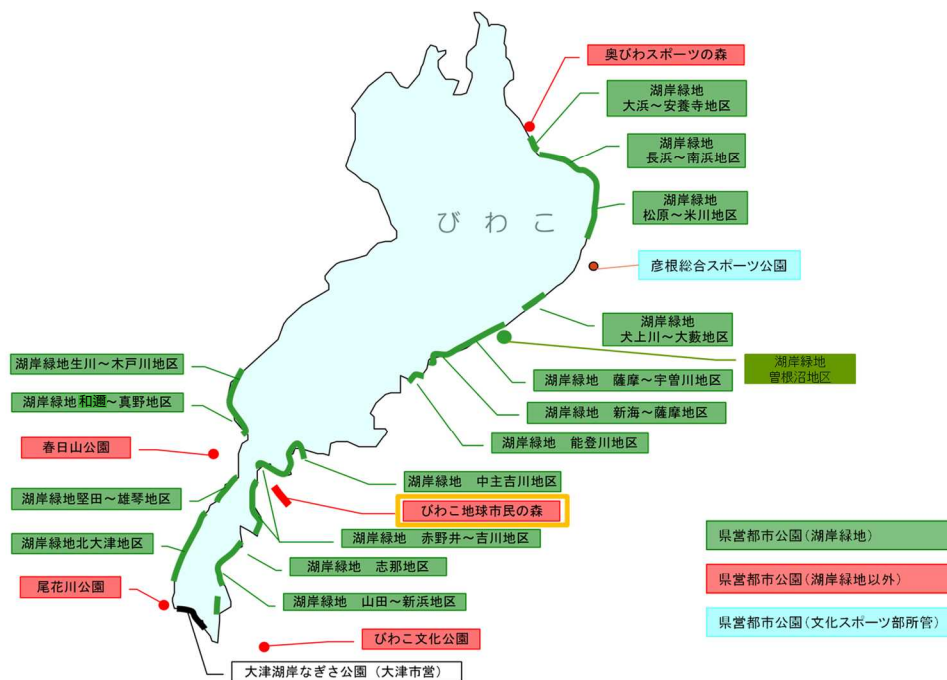
### 10. 経緯：

平成12年	びわこ地球市民の森の都市計画決定（守山速野緑地42.5ha）
平成13年4月	「2001滋賀県植樹の集い」を守山市で開催、植樹活動開始
平成14年	自然再生緑地事業に認定
平成14年7月	つどいのゾーン一部開設（4.36ha）
平成16年	6.63ha開設

平成 19 年 3 月	6.80ha 開設
平成 22 年 3 月	5.81ha 開設
平成 24 年 3 月	6.50ha 開設
平成 25 年 3 月	0.48ha 開設
平成 25 年 11 月	植樹活動終了 (約 16 万本)、育樹活動が主体にシフト
平成 26 年 3 月	里の森ゾーン一部開設 (0.40ha)
平成 26 年 4 月	指定管理者制度による管理を開始
平成 27 年 3 月	ふるさとゾーン開設 (11.52ha) (合計 42.5ha)
令和 4 年 4 月	Park-PFI 制度導入

## 11. 広域図

### 県営都市公園 位置図





## 12. ゾーニング設定



## 2. びわこ地球市民の森の目指すべき目標

滋賀県営都市公園マネジメント基本方針で定めた3つの施策展開の方向性を実現するため、公園ごとの立地特性等に応じた目標と方針を以下のとおり設定する。

### ◆びわこ地球市民の森が担うべき役割・機能

野洲川の廃川敷を利用して自然環境を再生するため、県民との協働による豊かな森づくりとして整備を進めてきた。今後は、県民との協働による森の維持管理に比重を移すとともに、県民と広く全国や海外を含めた多くの人々とともに、「森」を育み、人と環境のあり方を考える場としての役割を担う。

### ◆びわこ地球市民の森の目指すべき将来ビジョン

#### ■目標 1

- I. 『森』が育む環境を次世代に継承  
コトづくり

### 取組基本方針 「つくる」から「つかう」への転換

#### 1) びわこ地球市民の森のゾーニング設定の見直し

- ・自然・つながり・賑わいなど、多様な利用や機能を担保するため、びわこ地球市民の森の機能を再整理してゾーニングの見直し、ゾーンごとの役割・ルールを明確化する。

#### 2) びわこ地球市民の森のブランディング※

- ・びわこ地球市民の森の特色である「森づくり」にくわえて「森の利活用」など、公園での日常的な活動・体験・楽しみを通じて、都市公園を使った生活文化の育成を図る。
- ・地球環境や生物多様性に果たす森の役割・機能を学ぶ場を提供する。
- ・「森」を育み、人と環境のあり方を考える場とし、全国、世界に発信する。

※「びわこ地球市民の森のブランディング」とは、びわこ地球市民の森ならではの魅力（存在価値）を創り、その魅力を高めていく活動（付加価値）をいう。

#### 3) 次世代を育む公園コミュニティづくり

- ・10年後、さらにその先を見据えて、次世代の公園・森づくりの担い手となる子どもたちを育むためのコミュニティづくりを進める。

## ■目標 2

### Ⅱ. 『森』と『人』がつながる・つなげる魅力づくり モノづくり

#### 取組基本方針 効率的かつ効果的な施策展開

##### 1) 公園へのアクセス改善

- ・国道 477 号の道路整備に合わせて、公園への案内看板の見直しを行い、遠方からでもわかりやすくアクセスできるよう案内看板を更新する。
- ・交通アクセス問題の改善や環境負荷低減の観点から、自転車や公共交通機関等によるアクセスなども含めて、誰もが自由で安全に公園にアクセスできるよう改善を図る。

##### 2) 既存施設のリノベーション

- ・安全なウォーキングやジョギング、サイクリング等のコースの設定のほか、表示板、案内看板の更新等、新たなニーズに合わせた施設整備を図るため、既存施設を活かしながら、リノベーションによる整備を推進する。

##### 3) 誰もが楽しめる公園施設の多様化

- ・プレイパーク（自然とのつきあい方）の実現に向けた検討とあわせて、多世代化・多様化させるため、健康器具施設の設置等あらゆる年齢層が楽しめる施設の導入を図る。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく公園づくりを検討する。

##### 4) 老朽化した施設の維持管理、改修・更新

- ・「滋賀県 公園施設長寿命化計画」に基づき、来園者の快適かつ安全な利用を図るよう適正な維持管理を行い、施設の現況特性等に応じて、計画的に施設の改修・更新を実施し、公園施設の機能を維持する。

### ■目標3

#### Ⅲ. 『森』の新たな価値を創造・創出 ヒトづくり

#### 取組基本方針 民間・多様な主体との連携

##### 1) 多様な主体による多様な利活用の仕組みづくり

- ・民間の活力とノウハウを積極的に活用して、多様な主体による多様な利活用の仕組み（組織）づくりを進める。

##### 2) 地域住民等の管理への参画と促進

- ・公園サポーター・ボランティア活動の継続とともに、公園に隣接する地域および周辺の利用者との交流、広報、イベントなどを通して公園づくり、公園の賑わいづくりを図る。

##### 3) 周辺施設との連携促進

- ・周辺の小中学校、商業施設および他の公園等と連携し、公園の活性化、賑わい創出を図る。

##### 4) 利用ルールの見直しと制度の活用

- ・適性な管理と多様で自由な利活用を両立するためルールの見直しや、Park-PFI等の民間活力を導入し、公園の新たな価値を創造・創出する。



### 3. 目標を実現させるための取組

公園の目標像を実現させるためには、公園の特性を踏まえた具体的な取組を進めていくことが必要である。公園に関わる多様な主体が取組の方針を共有しつつ連携していけるように、以下のとおり取組の方針を設定する。今後、民間活力の積極的な導入並びに守山市および公園周辺の事業者との連携により、公園の賑わいづくりや利用者サービスをさらに高めていくとともに、様々な周辺地域の課題についても柔軟に対応する。

#### 1. 運営管理の取組

公園の運営管理については、本マネジメントプランで定める目標像の実現に向け、本公園の特性を踏まえた方針を以下のとおり設定する。

「豊かな森」の創造は、県民との協働により行うこととしており、植栽基盤を含む都市公園施設は県で整備し、植樹や育樹活動については「森づくりサポーター」などのボランティアの参加協力を、さらに森の利活用に際して、多様な主体の参画も得ながら長期的・発展的に整備運営していく公園とする。

現在は、育樹活動に重点を置いており、自然と人が調和した適正な緑地の利活用と共に県民や地域連携の利用促進を進める。

活動拠点として設置した「森づくりセンター」を活用した普及・啓発活動を展開すると共に、地域に親しまれる※森のレクリエーション活動の拠点としての機能の発揮を目指すと共に県民や地域連携の利用促進を図る。

※森のレクリエーション活動とは、森づくり活動通じて実践する環境学習とレクリエーションを合わせた体験活動などをいう。

- 1) 多様なニーズに応えるため、利用者の要望等を聴取し、管理運営に反映させるとともに、利用者への情報の受発信に努めて運営する。
- 2) 森づくりサポーター活動など県民との協働を積極的に推進し、公園の運営や維持管理、環境教育や環境保全等に寄与する活動を推進する。
- 3) 常に公園利用の促進に努めるとともに、管理運営にあたっては、特に守山市や地元自治会、各種団体等との連携を図る。

【滋賀県・指定管理者】

## 2. 維持管理の取組

---

維持管理の取組方針について、本公園の景観特性、施設特性等を踏まえた取組方針を以下に提示する。

- 1) 各種公園施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえですべての施設を清潔かつその機能を正常に保持するよう、「滋賀県 公園施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化に資する日常的な保守と計画的できめ細かな修繕等を行い、来園者の快適かつ安全な利用を図るよう適正な維持管理を行うこと。また、施設寿命等を勘案し、小規模な公園施設について適宜更新を行うなど、中長期的な視点を入れた維持管理に努めること。【滋賀県・指定管理者】
- 2) 植栽の維持管理（植込地、芝生、樹木、草地等管理）については、各植物の特性に配慮するとともに、緑地の役割や植栽された目的を考慮し、適正に持続・育成するよう必要な管理を行う。【指定管理者】

## 3. 整備・改修の取組

---

みんなが安全、快適に利用できる公園づくりのために、利用者の視点に立って、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づく施設の整備・改修に取り組む。

公園の整備・改修に取り組む際には、民間の活力やノウハウを積極的に活用し、公園の魅力向上に努める。

公園の整備・改修については、本公園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、整備・改修の対象となる施設の現況特性等に応じ、以下の取組を行うものとする。

### 1) 滋賀県公園施設長寿命化計画に基づく施設の改修・更新

滋賀県公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修・更新を実施し、公園施設の機能を維持する。なお、計画については、5年に1回の見直しに努める。【滋賀県】

### 2) 公募設置管理（Park-PFI）制度に基づく収益施設、特定公園施設の整備

令和3年度に公募し、決定された事業者が提案した内容に基づき、収益施設や特定公園施設の整備を行う。【Park-PFI 事業者】

【今後 10 年間の主な整備にかかる取組】

	短期的な取組(1~3年)	中長期的な取組(4~10年)
1 運営管理の取組	<p>ゾーニング設定</p> <p>周辺施設との連携促進</p> <p>HPやSNSで発信</p>	<p>多様な主体による多様な 利活用の仕組み(組織)づくり</p> <p>ブランディング</p>
2 維持管理の取組		<p>次世代を育む公園コミュニティづくり</p> <p>プレイパーク(自然とのつきあい方)の実現</p> <p>地域住民等の管理への参画と促進</p>
3 整備・改修の取組	<p>ウォーキングやジョギング等のコース設定</p> <p>Park-PFIによる施設整備</p>	<p>公園へのアクセス改善</p> <p>新たなニーズに合わせた施設整備</p> <p>老朽化した施設の改修・更新</p>

#### 4. 評価指標と目標値

これらの取組により、多くの人が満足して利用できる公園となるよう魅力の向上を図り、以下に示す評価指標と目標値の実現をめざす。

表 1. 評価指標と目標値

評価指標	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 15 年度)	備考
年間来園者数	万人	26	29	約 10%増
一般団体やサポーターの植樹・育樹活動等ボランティア活動の参加者	人	3,040	3,400	約 10%増
森づくりセンター主催の育樹・一部植樹活動等の参加者	人	434	480	約 10%増
都市緑化意識や地球環境への問題意識向上の行事参加者	人	—	6,000 人/年間	
公園内のイベントの開催数	回	15	20	
維持管理費の縮減	円	480 万円	530 万円	約 10%増 シルバー人材センター人件費の換算値による
利用者満足度※1	%	81	85	約 5%増

注) 来園者に対するアンケートで、「1. 満足」および「2. やや満足」と回答した人数を、アンケート回答者数で除算した値。アンケートは「1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満」から選択